

随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年6月3日	
契 約 件 名	液体窒素循環装置メンテナンス 一式	
契 約 金 額	7,288,600円	
契 約 の 相 手 方	東京都板橋区舟渡1-12-11 株式会社鈴木商館	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第二係 TEL 029-864-5166	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第一号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	放射光光源棟のビームラインBL-15A、PF-ARのビームラインNW12A及びNW14Aは、二結晶分光器の分光結晶の温度を安定に保つために、液体窒素循環装置を使用している。 本件は、液体窒素循環装置を安全確実に運転するために必要なメンテナンスに関するものである。	
随意契約の理由	本件に係る液体窒素循環装置は、(株)鈴木商館によって設計、製作されたものであり、同社は本装置の設計・製造及び試験データ等、システム全体に関する詳細な資料を有している国内唯一の企業である。 従って、本装置の構造、機能、特性等について細部にいたるまで熟知し、本件の保守を行うことができるに足る技術と信頼性を有する者は同社において他には無く、また、同社がメンテナンスを行うことにより、本液体窒素循環装置の性能と保証を確保することができる。	